

平成22年 No.32

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部を改正する規程

制定理由

学内の交通安全に関する審議は、役員会で行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 5 月 26 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 5 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第22号

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学環境安全委員会規程（平成20年規程第 6 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部改正について

改正理由：学内の交通安全に関する審議は、役員会で行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (任務) 第4条 委員会は、動物実験指針第4の規定に基づき、次に掲げる任務を行う。 (1)～(3) 〔省略〕 2 委員会は、遺伝子組換え実験安全管理規程第6条の規定に基づき、学長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査・審議し、これらの事項に関して学長に対し、助言又は勧告する。 (1)～(4) 〔省略〕 3 委員会は、放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、次に掲げる事項について審議する。 (1)～(5) 〔省略〕 4 委員会は、本学において排出する有害廃棄物の適正な処理対策を講ずるため、次に掲げる事項について審議する。 (1)～(4) 〔省略〕 <u>5</u> 委員会は、前各項に掲げる任務を行うほか、学内の環境安全に関し必要な事項について審議する。 (組織) 第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名 (2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名 (3) 財務課長 (4) 施設課長 <u>(5) 教育研究支援課長</u>	〔省略〕 (任務) 第4条 委員会は、動物実験指針第4の規定に基づき、次に掲げる任務を行う。 (1)～(3) 〔省略〕 2 委員会は、遺伝子組換え実験安全管理規程第6条の規定に基づき、学長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査・審議し、これらの事項に関して学長に対し、助言又は勧告する。 (1)～(4) 〔省略〕 3 委員会は、放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、次に掲げる事項について審議する。 (1)～(5) 〔省略〕 4 委員会は、本学において排出する有害廃棄物の適正な処理対策を講ずるため、次に掲げる事項について審議する。 (1)～(4) 〔省略〕 <u>5 委員会は、交通安全に関し、次に掲げる事項について審議する。</u> <u>(1) 交通安全対策の基本計画に関する事項</u> <u>(2) 交通騒音の防止に関する事項</u> <u>(3) 交通安全対策上の施設等の整備に関する事項</u> <u>(4) 交通事故の防止に関する事項</u> <u>(5) 交通規則の遵守に関する事項</u> <u>(6) その他交通安全に関し委員会が必要と認める事項</u> <u>6</u> 委員会は、前各項に掲げる任務を行うほか、学内の環境安全に関し必要な事項について審議する。 (組織) 第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名 (2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名 (3) 財務課長 (4) 施設課長 <u>(5) 学生課長</u> <u>(6) 教育研究支援課長</u>

<u>(6)</u> その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第6条 前条第1号、第2号及び<u>第6号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 (会議) 第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第5条第3号から<u>第5号</u>までの委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年5月27日から施行する。</u>	<u>(7)</u> その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第6条 前条第1号、第2号及び<u>第7号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 (会議) 第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第5条第3号から<u>第6号</u>までの委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔省略〕
---	--